風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示

新旧対照条文

目次

ı	\bigcirc	\bigcirc	\circ
十八年国家公安委員会告示第十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示(平成	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成十年国家公安委員会告示第十号)・・・・・・・・・	遊技料金の基準(昭和六十年国家公安委員会告示第一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

る金額は、遊技の機会一回につき七十円とする。	る金額は、遊技の機会一回につき七十円とする。
第二条 規則第三十五条第一項第三号の規定により国家公安委員会が定め	第二条 規則第三十六条第一項第三号の規定により国家公安委員会が定め
一~三(略)	一~三(略)
れ当該各号に定める金額とする。	れ当該各号に定める金額とする。
委員会が定める金額は、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞ	委員会が定める金額は、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞ
下「規則」という。)第三十五条第一項第二号ホの規定により国家公安	下「規則」という。)第三十六条第一項第二号ホの規定により国家公安
第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以	第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以
改正前	改正後

 \bigcirc

遊技料金の基準(昭和六十年国家公安委員会告示第一号)(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成十年国家公安委員会告示第十号)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

	に定める対策を実施することとする。
(に定める対策を実施することとする。	る保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表
- る保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表	五十七号)の項に係る部分を除く。)の規定に基づき、電磁的方法によ
五十七号)の項に係る部分を除く。)の規定に基づき、電磁的方法によ	第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第
第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第	する規則(平成十七年国家公安委員会規則第七号)第四条第三項(別表
する規則(平成十七年国家公安委員会規則第七号)第四条第三項(別表	く民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関
く民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関	規則第十号)第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づ
規則第十号)第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づ	第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会
第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会	び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)
び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)	項(第百八条第二項において準用する場合を含む。)、遊技機の認定及
(第八十三条第二項において準用する場合を含む。)、遊技機の認定及	(第九十八条第一項において準用する場合を含む。) 及び第百七条第二
¶ 律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)第八十二条第二項	律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)第二十九条第二項
4 号)第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法	号)第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法
十六号)第百十八条及び警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一	十六号)第百十八条及び警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一
条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第	条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第
第一条 質屋営業法施行規則(昭和二十五年総理府令第二十五号)第十八	第一条 質屋営業法施行規則(昭和二十五年総理府令第二十五号)第十八
改正前	改正後

 \bigcirc 十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示(平成十八年国家公

(傍線の部分は改正部分)

安委員会告示第十一号) (第三条関係)

りとする。	ない旨を表示する営業の営業所又は	及び第六十八条第一項において進十年国家公安委員会規則第一号)風俗営業等の規制及び業務の適	改
	ない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示は、営業の営業所又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所に立ち入っ、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話	一項において準用する会規則第一号)第四十	正
	ない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示は、次のとお営業の営業所又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所に立ち入ってはなら、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介	及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき十年国家公安委員会規則第一号)第四十七条第二項(第五十七条第一項風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六	後
(以下略)	ない旨を表示するい言を表示する。十八歳未満の	及び第六十七条十年国家公安委	
	ない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示は、次のとお営業の営業所又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所に立ち入ってはなら、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介		改正
	《委員会が定める標示が営業の受付所に立ちが営業を受けがに立ち	・ 律	前
	、は、次のとおってはならってはなら)の規定に基づき(第五十六条第一項性施行規則(昭和六	